

令和3年9月 市営住宅入居者募集要項

この募集は、現在空家となっている市営住宅の入居希望者を募集するものです。

1. 申込期間及び申込用紙の提出先

令和3年9月13日（月）～9月28日（火）まで

午前8時30分～午後5時00分（土・日・祝日の受付はありません）

柳川庁舎2階 建設課住宅管理係に直接提出してください。（郵送不可）

2. 募集住戸（空家）

5団地、8戸を募集します。詳細は下記のとおりです。

（抽選日までに募集戸数が増える場合は、入居申込者に対して事前に文書にて通知します。）

◇一般世帯向け住宅

団地名	所在地	建設年度	エレベーター	間取り	浴室設備	家賃	駐車場の有無	階数	募集戸数	単身
蒲池立石	立石603番地1	H16	有	2DK	有	16,700～	有	2階	1	○
蒲池立石	立石603番地1	H15	有	3DK	有	21,600～	有	2階	1	×
佃	佃町286番地	S55	無	3DK	有	13,100～	有	4階	1	×
鷹園	鷹ノ尾542番地	H10	無	3DK	有	22,100～	有	3階	1	×

◇母子世帯向け住宅

団地名	所在地	建設年度	エレベーター	間取り	浴室設備	家賃	駐車場の有無	階数	募集戸数	単身
筑紫	筑紫町668番地1	S52	無	3DK	有	12,000～	有	3～4階	2	×

◇子育て世帯向け住宅

団地名	所在地	建設年度	エレベーター	間取り	浴室設備	家賃	駐車場の有無	階数	募集戸数	単身
中山	中山1140番地3	H22	有	2DK	有	16,400～	有	3階	1	×
中山	中山1140番地3	H22	有	3DK	有	20,900～	有	5階	1	×

3. 入居申込資格

(1) 市内在住又は市内に勤務していること。

(2) 同居又は同居予定の家族がいること。ただし、上記の表で単身「○」の住宅に限り、60歳以上の高齢者や障がい者などは単身でも申し込むことができます（常時介護が必要な人で居宅介護を受けられない場合は申し込みできません）。なお、単身の場合は身元引受人が必要です。

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

※原則として持家者及び公営住宅入居者は申し込みできません。

(4) 収入基準月額（入居者全員の所得の合計）が以下の範囲であること。

- * 一般世帯 …………… 158,000円以下
- * 高齢者・障がい者の世帯、同居者に小学校就学前の子がいる世帯など
…………… 214,000円以下

（※令和2年分の収入で算定。同居予定の家族の収入も含む。）

- (5) 独立で生計を立て、入居者と同等以上の所得がある連帯保証人がいること。
- (6) 申込者と同居予定の人ともに市税の滞納がなく、かつ暴力団員でないこと。
- (7) 住宅の敷金（家賃の3か月分）、駐車場の保証金（駐車場使用料の3か月分）とともに、毎月
の家賃を支払うことができる人。
- (8) 母子世帯向け住宅の場合、母子家庭（母と20歳未満の子のみから成り立つ世帯）であるこ
と。
- (9) 子育て世帯向け住宅の場合、小学校就学前の子と同居していること。

4. 市営住宅入居申込みに必要な書類

- (1) 入居申込書
- (2) 住民票（続柄・本籍地記載の世帯全員の住民票1通）
- (3) 所得証明書
- (4) 申込みに際しての承諾書
- (5) その他の必要な書類

5. 留意事項

- (1) 抽選会は令和3年10月5日（火）に行います（詳細は文書でお知らせします）。なお、抽選
については建設課職員により公開抽選を行いますので、必ずしも申込者が抽選会場へ来ていた
だく必要はありません（抽選結果には影響しません）。
- (2) 入居資格のある申込者に対し、一つ抽選番号を付与して抽選を行います。なお、母子世帯、
車椅子常用世帯、就学前の子がいる世帯、高齢者世帯、障害者世帯については、二つの抽選番
号（連番）を付与します。
- (3) 当選者へは文書でお知らせします。（令和3年12月1日までに順次入居予定）
- (4) 入居希望がない住戸が発生した場合については、入居申込書に第二希望団地を記載されてい
る方で、当該住戸への入居資格がある方に対し、抽選の順位の高い方から、ご案内させていた
だきます。それでも入居希望者がいない場合には、第三希望で「どこでもよい」にチェックを
された方で、当該住戸への入居資格がある方に対し、抽選の順位の高い方から、ご案内させて
いただきます。なお、第一希望団地へ当選された方が入居を辞退された場合については、第二
希望団地へのご案内は行ないません。

●問い合わせ先

柳川市役所 柳川庁舎2階 建設課住宅管理係 担当：松藤、田島

（直通電話 0944-77-8542）